

住宅用火災警報器の支援について

木津町区自主防災会は「災害を発生させない」ことも活動の一つとしています。
災害には風水害や地震等でおこる「自然災害」と、人が原因となって引き起こされる「人為災害」があります。

最も身近な人為災害の一つが「火災」です。

火災を発生させ、隣近所を隣焼させてしまっても賠償する義務はなく、被害を受けた家屋は何の賠償や支援も有りません。

全国的に住宅火災における高齢者の割合が増えていることから、木津町区自主防災会としても、高齢者や障害者の日常生活の安全を守るため、また財産の損失を防ぐことを目的に、住宅用火災警報器未設置世帯に設置支援をおこないます。

下記に示す支給対象世帯者は、別紙の「住宅火災警報器申込書」に記入して町総代、自治会長さんに申し込んでください。申込期限：令和7年2月8日（土）

なお、申込者オーバーの場合は、・身体障害者、・独居高齢者、・高齢者世帯の優先順位とします。

【支給対象世帯】

住宅用火災警報器未設置世帯で下記の何れかに該当する世帯

1. 障害者のいる世帯
2. 70歳以上の一人暮らし世帯
3. 75歳以上の高齢者のみ世帯

**住警器設置で
安全な暮らし**

